

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 9 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 17 号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成 17 年寒川町規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号及び第 5 条中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。